

補助金

京都府では、製造業への立地補助はもちろんのこと、その他様々な業種に対しての優遇制度を御用意しております。
 ※ 立地決定される前に、必ず京都府または地元市町村へお問い合わせください。(京都府又は市町村の誘致が必須条件)

適用期間：平成34年3月31日までに、
 補助対象事業所として指定を受けたもの

【一般施策】

《補助対象業種及び投資規模要件》

補助対象業種	補助対象要件		
	用地等面積	投下固定資産額等 (土地取得費除く)	府内常用雇用者数
製造業等 ※製造業等には製造業類似事業(植物工場等)も含む	工場	3,000㎡ かつ 3億円 かつ	5人
	種まき型支援	京都の特性を活かした企業等の立地にあつては、 1,000㎡ (例)・府内産の農産物を利用した食品製造 ・府内の大学との研究成果を活用した製品製造 など	
	増設の場合※	延べ床3,000㎡増 かつ 3億円 かつ	5人増 ※1
	本社	(1,000㎡ 又は 1億円) かつ	5人
自然科学研究所	増設の場合※	(延べ床1,000㎡増 又は 1億円) かつ	5人増 ※1
	増設の場合※	(1,000㎡ 又は 1億円) かつ	5人
情報関連産業 ※コールセンターは除く	増設の場合※	延べ床1,000㎡増 かつ 1億円 かつ	5人増 ※1
	増設の場合※	(1,000㎡ 又は 5,000万円) かつ	5人
情報関連産業 ※コールセンターは除く	増設の場合※	延べ床1,000㎡増 かつ 5,000万円 かつ	5人増 ※1
	増設の場合※	(1,000㎡ 又は 5,000万円) かつ	5人

※既存敷地内での増設の場合は、さらに下記のいずれかの要件を満たす必要があります。

現在の工場等が	①敷地面積 3万㎡以上
	②従業員 200人以上
京都府内 本社企業等 の場合	③製造品出荷額 50億円以上
	④直近決算期 売上高100億円以上

※1 府内他施設からの異動者を除いた数となります。

(注) 京都府内で事業所を移転・集約する場合は別途要件があります。

《補助率等》

○事業所設置促進補助金：投下固定資産額等 × **10%** (注) 土地取得費は補助対象外です。

○府内常用雇用促進補助金：新規府内常用雇用者数 × 右記単価

障害者	正規雇用者	その他
50万円/人	40万円/人	10万円/人

※ 京都市地域に立地される場合は上記の補助率・単価が変動します。

《交付限度額》

事業所設置促進補助金		府内常用雇用 促進補助金
府内常用雇用者数 ※1 ※2	限度額 ※4 ※5 ※6 ※7	
5~9人の場合	0.5億円	8億円
10~19人の場合	1億円	
20~49人の場合	1.5億円	
※3 { 50~99人の場合	2億円	
{ 100~299人の場合	3億円	
{ 300~499人の場合	6億円	
500人以上の場合	8億円	

※1 府内常用雇用者とは、府内に住所を有し、かつ雇用保険の被保険者となっている常用雇用者をいいます。

また、府内常用雇用者のうち府内他施設からの異動者を除いた者を新規府内常用雇用者といいます。

※2 ※1について期間を定めて雇用されている者については雇用期間が1年を超えた日以降において人数にカウントします。

※3 50人以上の区分を適用する場合における府内常用雇用者数については、府内他施設からの異動者は含みません。

※4 限度額については、操業時(工事を複数の工期に分けて実施し、段階的に操業を開始する場合は、各工期に係る操業時)における人数で算定します。

※5 中北部・木津川右岸地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ1.5倍となります。(事業所設置補助金のみ)

※6 京都市地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ0.5倍となります。

※7 大規模投資や、円高時の輸出関連産業については、別途、特例限度額が適用されます。(事業所設置補助金のみ)

税の特例措置

「ものづくり産業等集積促進地域」内に工場等を新増設、移設、建替する場合に、雇用の創出を条件として、**不動産取得税を最大1/2軽減**します。
 適用期間：平成34年3月31日までに土地又は家屋を取得したもの

対象地域		ものづくり産業等集積促進地域 ※1	
対象業種		製造業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	
要件	設備取得額 (土地を除く)	工場の場合 2,700万円超	研究所・開発拠点 5,000万円超
	府内常用雇用者数	・当該事業所の府内常用雇用者が5人以上 ・対象企業の府内事業所の府内常用雇用者総数が増加すること	
軽減の内容		不動産取得税を最大1/2軽減(不均一課税) ※2	

※1 ものづくり産業の集積の促進を図る必要があると認められる地域で、市町村長の申出に基づき、知事が指定した地域をいいます。

※2 土地及び建物を取得した者が、直接自らものづくりの用に供する場合に対象となり、営業部門や本社部門は軽減対象外です。

※3 府外から府内への本社移転等については、別途税の特例措置がございます。

※4 過去に追徴課税等を受けている者は利用出来ない場合がありますので、必ずお問い合わせください。

【特定産業集積のための特例】

〔物流関連産業であり、特定地域に立地される場合の特例〕

※特定地域…福知山市、舞鶴市、綾部市(アネックス京都三和、舞鶴港湾用地を除く)

○投資規模要件・増設要件が右記のとおりになります。

→既存敷地内での増設の場合の追加要件

補助対象要件		
用地等面積	投下固定資産額	府内常用雇用者数
3,000㎡ かつ	1億円 かつ	5人
現在の事業所が	(i) 敷地面積1万㎡以上 (ii) 従業員20人以上	

〔アネックス京都三和・舞鶴港湾用地に立地される場合の特例〕

① 事業所設置促進補助金の補助率が**15%**になります。
 (さらに、アネックス京都三和に立地の場合は、**土地取得費の20%**補助)

② 補助対象業種に物流関連産業が追加され、投資規模要件が右記のとおり緩和されます。

補助対象要件		
用地等面積	投下固定資産額	府内常用雇用者数
製造業等の工場、物流関連産業の事業所等		
(1,000㎡ 又は	1億円) かつ	5人

〔映像コンテンツ関連産業であり、特定地域に立地される場合の特例〕

※特定地域…京都市(右京区・中京区・下京区・西京区)、亀岡市、南丹市
 投資規模要件・増設要件が右記のとおりになります。

→既存敷地内での増設の場合の追加要件

補助対象要件		
用地等面積	投下固定資産額	府内常用雇用者数
(500㎡ 又は	1億円) かつ	5人
現在の事業所が	(i) 敷地面積5千㎡以上 (ii) 従業員10人以上	

〔伝統産業等であり、京都新光悦村に立地される場合の特例〕

※伝統と文化のものづくり産業、同関連産業及び伝統と文化のものづくり産業と融合計画を持つその他の産業が対象となります。

○事業所設置促進補助金の補助率が**15%**になります。(さらに、**土地取得費の15%**(大企業の場合10%)補助)

業種	対象施設	要件			交付限度額	
		用地面積	投下固定資産額等 (土地取得費含む)	府内常用雇用者数	事業所設置促進補助金	府内常用雇用促進補助金
製造業等 自然科学研究所 情報関連産業	工房・工場等	3,000㎡ 以上 かつ	(2億円 又は	10人)	2億円	3,000万円
		3,000㎡ 未満 かつ	(6,600万円 又は	4人)	6,600万円	1,000万円
		1,000㎡ 以上				
		300㎡以上 かつ	(1,300万円 又は	2人)	2,000万円	300万円
		※本欄は中小企業・個人事業者のみが対象				

融資

上記補助金の対象となる事業所は、雇用の創出を条件として、**特別金利1.2%での融資**が御利用いただけます。
 (取扱金融機関) 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、商工組合中央金庫

対象	「京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金」の対象となる工場等新設、増設
資金使途	・工場等の新設、増設に必要な設備資金(土地、建物、機械、設備等の取得資金) ・操業に必要な運転資金
融資限度額	所要資金の90%以内で20億円以内(うち運転資金1億円以内)
融資期間	・設備資金20年以内(据置期間3年以内) ・運転資金7年以内(据置期間1年以内)
融資利率(※)	特別金利年1.2%(金融情勢により変更する場合あり) 府内常用雇用者総数が増加しない場合は、1.7% (当初10年間固定、11年目以降は取扱金融機関が定める所定金利)

※特別金利は補助金要件のほか、府内事業所の府内常用雇用者総数が増加する場合の設備資金に適用されます。

○御利用にあたっては取扱金融機関の審査があり、御希望に添えない場合があります。